

鳴門教育大学の内部質保証に関する方針

令和元年 11月13日

学 長 裁 定

改正 令和元年 11月27日

令和4年 3月28日

1. 目的

この方針は、本学の使命や目的を実現するために、自らが行う教育及び研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の状況について質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むこと（以下「内部質保証」という。）を実現するため、体制や手順等の基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 内部質保証の体制

- (1) 統括責任者：内部質保証の最終的な責任を負う者として、学長をもって充てる。
- (2) 自己点検・評価責任者：内部質保証の中核となる全学的な自己点検・評価を実施する責任を負う者として、自己点検・評価委員会委員長（副学長（評価担当））をもって充てる。
- (3) 質保証及び改善・向上責任者：内部質保証の重点項目として本学が位置付ける各領域において、質の保証及び改善・向上の責任を負う者として、別紙1に掲げる者をもって充てる。

3. 内部質保証の手順

- ① 自己点検・評価責任者は、自己点検・評価委員会において、別紙2のとおり各領域の質保証及び改善・向上責任者に対してデータ収集による点検（モニタリング）を行う。
- ② 自己点検・評価責任者は、自己点検・評価委員会において、モニタリングの結果や得られたデータ等を踏まえた総合的（全学的）な自己点検・評価を実施する。
- ③ 自己点検・評価責任者は、自己点検・評価の結果を内部質保証体制において共有・確認するため、経営協議会又は教育研究評議会において報告する。
- ④ 統括責任者は、自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について、自己点検・評価委員会に付託するものとする。
- ⑤ 各領域の質保証及び改善・向上責任者は、自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案の上、対応計画を策定する。
- ⑥ 自己点検・評価責任者は、自己点検・評価委員会において、各領域の質保証及び改善・向上責任者が策定した対応計画について、適当と認める場合はこれを承認・決定する。
- ⑦ 各領域の質保証及び改善・向上責任者は、承認・決定された対応計画を実施することで、改善・向上活動に取り組む。
- ⑧ 自己点検・評価責任者は、自己点検・評価委員会において、対応計画の進捗を確認し、その進捗状況に応じた必要な対処を行う。

- ⑨ 自己点検・評価責任者は、対応計画の実施（改善・向上）結果について、経営協議会又は教育研究評議会を通じて統括責任者に報告する。

別紙1（「質保証及び改善・向上責任者」一覧）

領域 (内部質保証の 重点項目)	単位	質保証及び改善・向上責任者
1.教育課程	学校教育教員 養成課程	学校教育学部教務委員会委員長 (特命補佐(学部教育・連携教職課程担当))
	人間教育専攻	大学院学校教育研究科教務委員会委員長 (副学長(教育・改革担当))
	高度学校教育 実践専攻	大学院学校教育研究科教務委員会委員長 (副学長(教育・改革担当))
2.施設及び設備	全学	総務委員会委員長(学長)が指名する委員 (副学長(総務・財務担当))
3.学生支援	全学	学生支援委員会委員長 (副学長(学生支援担当))
		就職委員会委員長 (副学長(学生支援担当))
		国際交流委員会委員長 (副学長(国際交流担当))
4.学生の受入	全学	学校教育学部入学試験委員会委員長 (副学長(研究・入試担当))
		大学院学校教育研究科入学試験委員会委員長 (特命補佐(大学院入試・AO担当))

別紙2（各領域における点検（モニタリング））

領域	実施時期 (頻度)	モニタリング対象	評価観点	モニタリング対象データ例		
				学内根拠資料・データ例	関係者・外部者の意見を 活用するデータ例	
1.教育課程	毎年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校教育学部教務委員会 ■ 大学院学校教育研究科教務委員会 	1-1	学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	学位授与方針 教育課程方針 教育等に関するアンケート結果	<ul style="list-style-type: none"> ■ 授業評価アンケート ■ 教育等に関するアンケート ■ 設置計画履行状況等調査において付される意見等 ■ 第三者評価の結果
			1-2	学位授与方針が具体的かつ明確であること	公表された学位授与方針	
			1-3	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	公表された教育課程方針	
			1-4	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）	
			1-5	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	シラバス	
			1-6	学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていることが分かる資料	
			1-7	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していることが分かる資料	
			1-8	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	学位規程	
			1-9	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	資格取得、就職、進学の実績データ	
2.施設設備	毎年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総務委員会 	2-1	教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	I C T環境、自主的学習環境等の整備・利用状況データ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監事、会計監査人からの意見 ■ 外部者が参画する会議等の意見 ■ 第三者評価の結果
3.学生支援	毎年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学生支援委員会 ■ 就職委員会 ■ 国際交流委員会 	3-1	学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	留学生、特別な支援が必要な学生等への支援状況データ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学生生活実態調査 ■ 第三者評価の結果
4.学生受入	毎年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校教育学部入学試験委員会 ■ 大学院学校教育研究科入学試験委員会 	4-1	学生受入方針が明確に定められていること	学生受入方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 入学者選抜に関するアンケート ■ 大学院合格者アンケート ■ 第三者評価の結果
			4-2	学生の受入が適切に実施されていること	学生受入方針に沿った学生の受入を検証したデータ	
			4-3	実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	定員充足状況データ	